

ダイレクト納税口座複数利用開始について

あけましておめでとうございます。

先の見えにくい混沌とした時代。厳しい寒さを乗り越えた先にそれぞれの花を咲かせられる一年となりますように。

本年が皆様にとり実り多き素晴らしい一年となりますようお祈り申し上げます。

本年もどうぞよろしく願いいたします。

ダイレクト納付は事前に税務署に届出をすれば、e-Taxを利用して電子申告・申請をした後に、簡単な操作で届出をした預貯金口座から税金納付ができる電子納税の手段です。

このダイレクト納付が1月4日から更に便利になります。

これまでは一つの預貯金口座しか登録できませんでしたが、4日から複数の預貯金口座の登録が可能です。預貯金口座ごとにダイレクト納付利用届出書を提出することでダイレクト納付の際に利用する預貯金口座を選択できます。

例えば法人税がA銀行、源泉所得税がB銀行など税金の種類別に異なる預貯金口座を使用したダイレクト納付もできます。

同一金融機関における複数の預貯金口座で使い分けることも可能ですが、金融機関により複数の口座利用不可の場合もありますので確認が必要です。

現在すでにダイレクト納付を利用している場合は、これまで利用している預貯金口座を継続して利用できるのもので、新たに利用しようとする預貯金口座を記載したダイレクト納付利用届出書を事前に税務署に提出する必要があります。

国税の納付手段は多様化し、より便利になってきています。一方地方税は、電子納税できる自治体はいまだ数えるほどです。すべての地方自治体の電子納税サービス開始の早期実現が望まれます。